

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金）午後1時17分から午後2時33分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	欠
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	出
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和7年第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員2名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番仁科義弘委員、8番平野耕平委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第23号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第23号についてご説明いたします。

整理番号は54でございます。

本件は農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は112㎡です。

本件は売買による農地取得で、二人の関係は他人です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、ここは私の担当地区なので、私から説明します。

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第23号、整理番号54は許可と決定します。

続きまして、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第24号についてご説明いたします。

整理番号は59でございます。

本件は農地の使用目的の変更及び使用貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

使用借人●●●●さん、使用貸人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は181㎡です。

今回、使用借人が個人住宅の建築を目的に申請が行われました。

この許可申請は、本来、事業開始前になされるべき申請がなされておらず、一部工事が着工されており、このことについて申請者である使用借人と工事の請負業者であるハウスメーカーから連名で顛末書の提出がなされていますので朗読します。

「申請地は農地ではありませんが、農地法の理解がならず、2024年11月頃から農地法第5条第1項の許可前に工事に着手し、農地法に違反する結果となってしまいました。当事者である請負人●●●●の受注業務の認識の甘さにより、問題が生じてしまう事態になったことに対して深くお詫び申し上げます。二度とこのような事態を起こさぬよう努めて参る所存です。今後の方針であります。本来なら早急に原状復旧するべきところではありますが、●●といたしましては、近傍地域にご迷惑をおかけすることのないよう努めて参りますので、今回の申請に関してご許可いただきたく存じ申し上げます。誠に申請者の認識不足によりこのような事態が生じたことに重ねてお詫びし、何卒ご理解ご了承頂きますようお願いいたします。」ということです。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、耕作の状況については、現在、表土が削られているため確認が取れておりません。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接

地との境界部分にブロック壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、敷地内に集水枿を設け道路側溝へ放流します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理します。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は個人住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ、適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第24号、整理番号59は許可と決定します。

続きまして、議案第25号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第25号についてご説明いたします。

整理番号は55から58で、設定を受ける者が同一ですので、一括してご説明いたします。

里庄町長より令和6年12月16日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています。

申請筆数は4筆、地目は全て田、面積は合計で2,206㎡です。

設定を受ける者はすべて●●●●さんで、設定をする者は、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われます。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございますか。

● 番

過去の使用はどのくらい前なのか。

事務局

令和6年5月末の貸借期限が切れる前に書類を送付していましたが、連絡がついていませんでした。

議長

その他、質問、意見等はございませんか。

● 番

住所が違うのではないか。

事務局

確認します。間違えていれば訂正します。

● 番

田んぼで畑作をするのか。

事務局

田んぼに土を入れて、畑にしています。

● 番

前にやっていた所をするのに新規になっている。

事務局

期限が切れたので、更新ではなく新規になっています。

● 番

10年できるのか。周囲の迷惑にならないようにしてほしい。

事務局

ぼつぼつでもやると聞いています。

議長

それでは、議案第25号、整理番号55から58について、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第25号、整理番号55から58は承認と決定します。

以上をもちまして、令和7年第1回総会を閉会いたします。